

令和3年5月25日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、フォーラムスポーツボクシングジム（以下「フォーラムスポーツジム」という）所属ボクサーである高須賀千春（ライセンスNo.34311）選手を令和3年5月21日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： フォーラムスポーツジム高須賀千春選手は、令和3年5月22日の試合の前日計量において3.7kg体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は高須賀千春選手を令和3年5月21日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、フォーラムスポーツジムのマネージャーである藤見誠（ライセンスNo.34309）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、藤見誠氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション